

## 日本と韓國のストックオプション會計基準に関する比較研究

崔 鍾 允

江原大學校 經營觀光會計學部 教授

E-mail: joychoi@kangwon.ac.kr

李 相 和

埼玉學園大學 經營學部 教授

E-mail: s.lee@saigaku.ac.jp

.....  
本研究では、日本と韓國のストックオプション會計基準に関する導入状況、會計處理および公示などを比較分析した。分析の結果、ストックオプション會計基準において、兩國の特徴を次のように要約することができる。

まず、日本はストックオプションを付与する場合、従業員などから取得した用役（サービス）に対して補償（報酬）原価と資本調整として處理するが、韓國では株式決濟型は補償原価と資本調整として處理し、現金決濟型は補償原価と負債として處理している。次に、ストックオプションの權利放棄などで失効になった場合、日本は特別損益として戻入れを行うが、韓國は戻入れを行わずその他の剰余金に振り替える。また、兩國は特定のオプション價格決定模型を指定していないが、日本はブラック・ショールズ模型を取っており、韓國は二項模型を取っていると考えられる。その他、一定の株価を達成した場合に權利が確定するストック・オプションに対して、韓國の基準はIFRSと同様に、「株価條件」を織り込んで、付与日の公正価値を算定するが、日本の基準は「株価條件」ではなく、數量で調整している。

.....

〈索引語〉ストックオプション, 公正価値, 内在価値

### I. 序論

企業は、しばしば従業員その他の關係者に株式またはストック・オプションを付与する。ストック・オプション(stock option) とは、企業が經營者や従業員に対して、

将来の一定の期間(権利行使期間)に一定の価格(権利行使価格)で一定数の自社株式を購入できる権利付与する制度をいう。具体的には、労務の対価(インセンティブ報酬)として、新株予約権を役員等は無償で付与するか、報酬債権などで有償発行することになる。ストック・オプションの付与は、株主總會の特別決議あるいは取締役會の決議(取締役への付与は報酬として株主總會の普通決議)が必要である。通常、ストック・オプションには譲渡制限があり、市場で取引されないため、公正価値(fair value)を観察することができない。ストック・オプションの存在意義は、従業員のインセンティブ向上、人件費の削減、企業価値とのリンケージなどがあげられる。そのメリットは、従業員のインセンティブ向上、人件費の削減、人材確保・流出防止、アナウンスメント効果などであり、デメリットは、経営陣のモデル低下、インセンティブ低下、不公平感、コア人材の流出などがあげられる。

ストック・オプション費用化をめぐる議論の要点は次の通りである。第1に、費用化賛成の論據として、現金報酬も、ストック・オプションによる報酬も、従業員の労働サービスの対価である点に変わりはない。したがって、労働サービスによって生み出された価値(企業の収益)と対応させることによって企業の業績が適切に反映される。

第2に、ストック・オプションは企業のキャッシュ・フローに影響を与えない。また、ハイテク企業にとって、ストック・オプション制度は魅力的な人材を集める有力な手段である。費用化によって業績が悪化すれば、同制度を使いづらくなる。結果的に、ハイテク業界の競争力を落とすことになりかねない。

また、ストック・オプション評価額の特徴は、次のように要約することができる。第1に、オプション価格は行使価格が上がると下落し、行使価格が下がると上昇する。第2に、オプション価格は残存期間が長くなると上昇し、残存期間が短くなると下落する。第3に、オプション価格はリスクフリーレートが高くなると上昇し、リスクフリーレートが低くなると下落する。第4に、オプション価格はボラティリティが高くなると上昇し、ボラティリティが低くなると下落する。第5に、オプション価格は配当利回りがたかくなると下落し、配当利回りが低くなると上昇する。

本稿では、日本と韓国におけるストック・オプション会計基準の導入経緯と導入状況、ストック・オプション会計処理、財務諸表への開示などを中心に比較検討を行うものである。

## Ⅱ. トック・オプション会計基準の導入経緯及びその状況の比較

### 1. 導入経緯

#### (1) 日本の場合

1990年代半ば頃から、新株引受権付社債の活動などによる「擬似ストック・オプション」を導入する企業が現れた。法律上、ストック・オプション制度が初めて導入されたのは、1995年の特定新規事業実施円滑化臨時措置法の改正であるが、これはベンチャー企業向けの特例であり、一般企業には利用できなかった。1997年5月の商法改正が実現し、これにより、ストック・オプション制度が一般に普及することとなり、自己株式方式のストック・オプション制度と新株引受権方式のストック・オプション制度が導入された。

2001年の商法改正で一般的なストック・オプション制度は「新株予約権」という新たな概念のもとで、従来自己株式方式と新株引受権の制度が統合された。2001年の商法改正により、ストック・オプションの付与は無償の付与(報酬ではない)として扱われるため「特に有利な条件による発行」に該当し、株主總會の特別決議を要するものであった。

そして、2005年12月にストック・オプションの会計基準として、ASBJによる企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」(以下、日本基準)と企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」が公表された。

#### (2) 韓国の場合

韓国では、1997年1月の証券取引法の改正により、役員等に對する報酬として株式買入選擇權(ストック・オプション)を法制化され、1997年3月から施行された。株式買入選擇權は1997年に最初に付与されてから選擇權の付与企業が益々増加しており、特に従業員の報酬のための方法として一般化されている。

2006年4月、韓国では、会計基準の國際的統合(convergence)の観点から、ストック・オプションの会計基準として、韓國會計基準委員會(KASB)による企業會計基準書第22号「株式基準報償」(實務指針及び適用事例、結論導出根據を含む)(以下、韓國基準)が公表された。

## 2. 導入状況

### (1) 日本企業の場合

日本の企業において、1996年から2004年までのストック・オプションの導入状況と、その特徴は〈表1〉の通りである(三浦良造 他、2006)。

〈表1〉 日本企業のストック・オプションの導入状況とその特徴

発行会社の上場市場別の付与件数	東証1上場企業の付与件数 (1,994) が総付与件数 (3,661) の過半数を占めており、いわゆる大企業でのストック・オプションの付与が多い。新興3市場 (1,206) (東証マザーズ、大証ヘラクレス、JASDAQ)の上場企業のストック・オプションの付与が急速に増加している。
発行会社の株式公開年別の付与件数	全体 (3,626) から見て、1990年から2000年に株式を公開した企業の付与件数 (1483) が圧倒的に多い。また、2000年以降に株式を公開した企業の付与件数 (633) が大きく増えている。
方式別付与件数	自己株式方式は2001年度までで計653件、新株引受権方式は2001年度までで計628件のストック・オプションが付与されている。新株予約権方式は2001年度以降、計2384件の付与がある。ストック・オプション全体では、1999年以降は毎年500件前後の付与が決議されている。
行使期間別の付与件数	行使期間の全体 (3,723) の平均は4.6年であり、行使期間が2～3年のストック・オプションの合計件数が最も多く (1206) 、各年度においてもこのゾーン件数が多い。
行使価格アップ率別ごとの件数*	アップ率が0%以下のストック・オプションの件数 (898) が非常に多く、また10%を超えるもの (849) も多い。全体 (2,457) の平均は、5.04となった。
付与対象者別の付与件数	日本企業が付与しているストック・オプション (全体、3607件) は役員と従業員の両者を対象としているもの (3,022) が非常に多い。また、役員のみ (339) と従業員のみ (246) とを比較すると、役員のみを対象としたストック・オプションの方が多い。
発行会社の所屬業種別の付与件数	合計の付与件数 (3,630) をみると、サービス (671) 、小賣 (455) 、電気機器 (431) 、卸賣 (348) 、通信(310)に屬する企業でのストック・オプションの付与が多い。
発行会社のROE別の付与件数	付与件数の合計 (3,621) でみると、ROEが5%から20%の企業による付与件数 (1,768) が多い。また、ROEが0%以下の赤字企業によるストック・オプションの付与件数 (109) もかなりある。

その分析内容は、発行会社の上場市場別の付与件数、発行会社の株式公開年別の付与件数、方式別付与件数、行使期間別の付与件数、行使価格アップ率別ごとの件数、付与対象者別の付与件数、発行会社の所屬業種別の付与件数、発行会社のROE別の付与件数などである。

## (2) 韓国企業の場合

韓国の企業において、1999年から2005年までのストック・オプションの導入状況と、その特徴は<表2>の通りである。

<表2> 韓国における上場企業のストック・オプションの導入状況とその特徴

ストック・オプション付与の上場企業数	2005年10月現在、全体授権上場企業657社中21.2%である139社が、ストック・オプションを付与している。
年度別のストック・オプションの付与件数	1999年8社、2000年48社、2001年21社、2002年24社、2003年14社、2004年7社、2005年17社である。 2000年度には139社の34.5%に相当する48社が付与された。
付与対象者別の付与件数	付与された総1億8,785万株の中、役員と従業員が占める割合は、それぞれ67.7%、32.3%である。
一人当たり平均付与株式数	役員が915株、職員が437株である。
期待行使差損益の発生状況	・行使予定価額<株価である会社数(利益) : 82社 ・行使予定価額>株価である会社数(損失) : 34社 ・行使予定価額<株価(利益) または行使予定価額>株価(利益) : 21社 ・その他(成果連動型) : 2社
成果連動型ストック・オプションの付与企業	・全体139社の中、9社(6.5%)であり、すべて金融業で活用 ・成果連動型ストック・オプションの成果指標として純利益増加率、総資産利益率、自己資本利益率、経営成果指標及び目標達成率、株価上場率などを利用

資料：韓国上場会社協議会、授権上場法人ストック・オプション及び運営現況、2005. 10

その分析内容は、ストック・オプション付与の上場企業数、年度別のストック・オプションの付与件数、付与対象者別の付与件数、一人当たり平均付与株式数、期待行使差損益の発生状況、成果連動型ストック・オプションの付与企業などである。

## Ⅲ. ストック・オプション会計処理規定の比較

### 1. ストック・オプションの適用範囲とその適用時期

ストック・オプションの定義について、日本の基準によれば、「自社株式オプションのうち、特に企業がその従業員等に、報酬として付与するもの」と定義している(日本基準第2項)。また、韓国の基準によれば、「保有者に特定期間の固定価格また

は決定可能な価格で会社の株式を買入れできる権利(義務ではない)を付与する契約」と定義している(韓国基準付録A)。この定義についてはIASBのIFRS第2号「株式報酬」の定義とほぼ同様であると考えられる。

<表3> ストック・オプションの適用範囲の比較

日本	(1)企業がその従業員等に対しストック・オプションを付与する取引 (2)企業が財貨又はサービスの取得において、対価として自社株式オプションを付与する取引であって、(1)以外のもの (3)企業が財貨又はサービスの取得において、対価として自社の株式を交付する取引
	(適用除外) ・ 自社株式オプション又は自社の株式を用いない取引 ・ 自己株式オプションや自社の株式が「財貨又はサービスの取得対価」にあたらぬ場合 ・ デット・エクイティ・スワップ取引 ・ 取得するものが事業である場合 ・ 従業員持株制度において自社の株式購入に関し、奨励金を支出する取引 ・ 敵對的買収防止策として付与される自己株式オプション
韓国	(1)企業が財貨又はサービスの取得において、対価として自社の持分商品(株式又はオプション)を付与する株式決済型のストック・オプション取引 (2)企業が財貨又はサービスの取得において、対価として自社の株式や持分商品の価値に基づいて現金またはその他の資産で交付する現金決済型のストック・オプション取引 (3)企業が財貨又はサービスの取得において、対価として自社または供給者が決済方式を選べる選擇型のストック・オプション取引
	(適用例外) ・ ストック・オプションが報酬ではないもの(對価性がないこと) ・ 優先配分に該当する従業員持株制度 ・ 企業結合の場合 ・ 派生金融商品の場合 ・ 従業員が持分商品の持主(株主の資格)として付与を受けた場合

日本の基準が対象としているのは、<表3>のように、基本的には、従業員等に労働や業務執行等のサービスの対価として付与される自社株式オプションである。なお、付与対象者が従業員などでない場合、あるいは取引の結果取得するものが労働や業務執行のサービスでない場合であっても、ストック・オプション會計の本質は、財貨またはサービスを取得する取引において、自社株式オプションを對価として用いるところにあると考えられるため、このような取引一般について、ストック・オプション







取引なされた結果、従業員等から提供されたサービスは企業に帰属することとなると考えられる。そして、企業に帰属するものと消費した場合には、それを財貨であれ、サービスであれ、費用としての認識が必要となるからである。

### 3. 権利確定前(付与時)の会計処理

日本の基準では、〈表5〉のように、ストック・オプションを付与した場合に、従業員等からのサービスの取得に応じ、費用計上する。対応する金額は、貸借対照表の純資産の部に新株予約権として計上する。このような会計処理の特徴は次の3つに要約することができる(豊田俊一・片山智二・川崎聖敬, 2006, 69-70頁)。

〈表5〉 日本のストック・オプション会計処理

区分	内容
権利確定前の 会計処理	<p>(1) 企業が従業員等から取得するサービスは、その取得に応じて費用として計上する</p> <p>(2) 対応する金額は、貸借対照表上、純資産の部に新株予約権として表示する</p> <p>(3) 各会計期間における費用計上額は、ストック・オプションの公正な評価額 (= 公正な評価単価×ストック・オプション数) のうち、対象勤務期間を基礎とする方法その他の合理的な方法に基づき当期に発生したと認められる額である。 このような会計処理を行う上で次の3つを考慮する必要がある。</p> <p>①ストック・オプションの公正な評価「単価」の算定、 ・付与日現在で算定し、その後は見直さない(例外: 条件変更の場合) ・公正価値の算定は、算定技法を利用して算定する 〈算定技法が満たすべき要件〉 ・確立された理論を基礎とし、実務で広く適用されていること ・算定対象となるストック・オプションの主要な特性(権利確定数の見込みに関するものを除く)をすべて反映していること</p> <p>②ストック・オプション「数」の算定、 ・付与日から、権利不確定による失効の見積数を控除して算定 ・付与日から権利確定日の直前までの間に、権利不確定による失効の見積数に重要な変動が生じた場合には、これに応じてストック・オプション数を見直し、見直した期の損益として計上する</p> <p>③当該ストック・オプションとサービスとの「対応関係」の認定である。 ・ストック・オプションと報酬関係にあるサービスの提供期間である「対象勤務期間」の認定の問題である ・権利確定条件として、勤務条件(条件達成に要する期間が固定的)、業績条件(条件達成に要する期間が固定的でない、株価条件など)がある。</p>

第1に、ストック・オプションを付与し、これに応じて企業が従業員などから取得するサービスは、その取得に応じて費用として計上する必要がある(日本基準第 4項)。これが本基準において、最も重要な点である。従来は、ストック・オプションを付与しても、直接現金その他の会社財産の流出に結びつかないため、このような取引が行

なわれた場合に、会計上費用認識が必要であるかどうかは必ずしも明らかではなかった。また、実務上もこのような取引については費用認識が行われてこなかった。本基準の意義は、ストック・オプション取引のように、自社株式オプションを報酬として用いた場合にも、現金による報酬の場合と同様に、これにより取得したサービスの消費を費用として認識する必要があることを明らかにしたことにある。

第2に、このように費用認識した金額に対応する金額を、ストック・オプションの権利の行使または失効が確定するまでの間、貸借対照表の純資産の部に新株予約権として計上することである(日本基準第4項)。従来、現金を対価として交付される新株予約権については、仮勘定として負債の部に計上することとされていた。

<表6> 韓国のストック・オプション会計処理(株式決済型)

区分	内容
測定原則	(1)提供された財貨又はサービスの公正価値を測定し、その金額を報酬原価と資本調整として処理する (2)財貨又はサービスの公正価値の測定において、信頼性をもって測定できない場合は、付与した持分証券の公正価値に基づいて測定する
株式選擇權の公正価値	株式選擇權の公正価値を推定するためのオプション価格決定モデルとして、二項モデルまたはブラック・ショールズ式等を利用する
用益が提供される取引	(1)即時稼得時：取引先から持分商品の代価に該当する用益をすでに提供されたものとしてみる (2)明示された期間(条件)がある場合：稼得期間に配分して認識する
付与した持分商品の公正価値に基づいて測定する取引	(1)付与した持分商品の公正価値の決定：持分商品の付与条件を考慮して、価値評価技法を用いて公正価値を決定する (2)稼得条件の会計処理 ①非市場成果条件：株式や株式選擇權の公正価値を推定する時は考慮しない ②市場成果条件：すべての稼得条件が満たした場合、報酬原価を認識する (3)稼得日以降(権利行使後)の会計処理：報酬原価と資本調整を処理した場合、稼得日がすぎた後には資本修正(利益への戻入)をしない (4)持分商品の公正価値を信頼性のある推定ができない場合の会計処理： ①財貨又は用益を提供された日をもって持分商品を内在価値で測定する ②報酬原価は稼得または行使される持分商品の數量に基づいて認識する
付与した持分商品の変更(取消、中途清算を含む)	(1)残余報酬原価：付与した持分商品が稼得されたものとみなして即時認識する (2)取消または中途清算時：自己持分商品の取得として扱い、支拂額に相当する額を資本調整から差し引く

第3に、各会計期間における費用計上額は、ストック・オプションの公正な評価額のうち、対象勤務期間を基礎とする方法と、その他の合理的な方法に基づき当期に発生したと認められる金額であり、ストック・オプションの公正な評価額はストック・オプションの公正な評価単価にストック・オプション数を乗じたものである(日本基

準 5項)という点である。

韓国の基準では、株式決済型ストック・オプション取引、現金決済型ストック・オプション取引、選擇型ストック・オプション取引に分けられている。株式決済型ストック・オプションは、〈表6〉のように、提供される財貨またはサービスの公正価値(fair value)を測定し、その金額を報償原価と資本調整として認識する。従業員及びその他の類似サービス提供者から受け取るサービスの公正価値は、通常、信頼性をもって測定することができないので、付与した持分商品の公正価値を参照して間接的に測定する。付与した持分商品公正価値は付与日現在で測定する(韓国基準 11-14項)。

現金決済型ストック・オプション取引については、〈表7〉のように、企業は、取得した財貨又はサービスとその対価として負担する負債を、当該負債の公正価値で測定する。また、負債が決済されるまで、企業は当該負債の公正価値を貸借対照表日および決済日に再測定し、公正価値の変動を当期の損益計算書(報償原価)に認識する。企業は、受け取ったサービスと、当該サービスの対価を支拂う負債を、従業員がサービスを提供したときに認識する。報償原価は権利確定期間に通じて認識する。これに応じて、負債(長期未拂費用)を認識する(韓国基準 30-34項)。

〈表7〉 韓国のストック・オプション会計処理 (現金決済型)

区分	内容
測定原則	提供される財貨または用益とその代価として負担する負債は負債の公正価値で測定する。負債は、決済日に公正価値で再測定する
稼得期間	・ 即時稼得時：報酬原価と負債を即時認識する ・ 稼得期間が必要な場合：報酬原価と負債は稼得原価に配分して認識する ・ 稼得日以降に生ずる負債の公正価値の変動額：当期の報酬原価に加減して認識する
負債の公正価値の測定	オプション価格決定モデルを利用して、株価差額報奨権の付与条件などを考慮する
非上場企業	・ 現金決済型ストック・オプションに関わる負債は内在価値で測定する ・ 内在価値で測定する場合は、決済日まで再測定し、その変動額は報酬原価で処理する。

また、企業又は取引相手方が決済方式として、現金支拂い(現金決済型) または企業の持分商品発行(自己株式の提供を含む、株式決済型) を選擇する権利を与えている場合には、取引の實質に従って処理する。すなわち、企業が現金又はその他の資産を支拂うべき負債が発生する場合には、現金決済型ストック・オプション取引として、そのような負債が発生していない場合には、株式決済型ストック・オプション取

引として処理する。選択型ストック・オプション取引には、①取引相手方が選択できるストック・オプション取引と、②企業が選択できるストック・オプション取引に分けて処理する(韓国基準 36-45項)。

#### 4. 権利確定後の会計処理

ストック・オプションの権利が確定した後は、〈表8〉のように、最終的にはその権利が行使されるか、行使されないまま満期を迎え、権利が消滅する(権利不行使による失効)か、いずれかによる。兩國ともに、権利行使に対応する新株予約権は、拂込資本に振り替える。

〈表8〉 日本のストック・オプション会計処理

区分	内容
権利確定後の会計処理	(1)権利行使の場合 ①新株発行による対応する場合は、拂込資本に振り替える。 ②自己株式処分による対応する場合は、その他の資本剰余金(繰越利益剰余金)等として計上する。 (2)権利不行使による失効 ①新株予約権として計上した額のうち、当該失効に対応する部分は利益として計上する。 ②この会計処理は当該失効が確定した期に行う。

まず、新株発行による対応する場合は、新株予約権として計上した額のうち、当該権利行使に対応する部分を拂込資本に振り替える。次に、自己株式処分による対応する場合は、自己株式の取得原価と、新株予約権の帳簿価額及び権利行使に伴う拂込金額の合計額との差額は自己株式処分差額であり、その他の資本剰余金(繰越利益剰余金)等として計上する(日本基準 8-9項)。

権利不行使による失効の場合、日本の基準では、原則として、失効が確定した期に特別利益として計上する。新株予約権として計上した額のうち、当該失効に対応する部分を利益として計上する。この会計処理は当該失効が確定した期に行う。これは、ストック・オプションが権利不行使より失効した場合においても、ワラントや現金を対価とした新株予約権が行使されずに失効した場合の会計上の取扱いと同様の取扱いを求めたものである。

これに対して、韓国の基準では、IFRSやアメリカの会計基準と同様に、新株予約権が行使される前の段階から、株主資本として取扱い、権利不行使により失効した場合でも利益への戻入れを行わない。認識した資本調整はその他の剰余金に振り替える

(韓国基準 23項)。

また、日本の場合、条件変更の取扱いにおいては、①ストック・オプションの公正な評価「単価」、②ストック・オプション「数」、③費用の合理的な計上「期間」を考慮して処理している。条件変更とは、付与したストック・オプションに係る条件を事後的に変更し、次のいずれか1つ以上を「意図的に」変動させることをいう。

## 5. 未公開企業における取扱い

日本の場合、未公開企業については、(1)公正な評価単価による方法、「公正価値」(本源的価値+時間価値)と、(2)単位当たりの本源的価値による方法、「本源的価値」(株価-権利行使価格)の2つの方法によることができる。すなわち、ストック・オプションの公正な評価単価に代えて、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値(intrinsic value; 「自社の株式の評価額-権利行使価格」に相当する額)の見積もりを用いることができる(日本基準 13項)。その根拠は、未公開企業の場合、客観的な株価を把握することが困難なケースが多いが、ストック・オプションの費用計上額を算定するために使用する「株式オプション価格算定モデル」では予想株価変動率(ボラティリティ)の入手などを前提として用いることから、当該モデルを用いて公正な評価単価を見積もることが容易でないからである。本源的価値とは株価とストック・オプションの行使価格の差額であり、オプションの保有者がすぐに権利行使した場合に得られる利益を意味する。公正価値はこの本源的価値にストック・オプションを持ち続けることによって得られる期待利益を示す時間価値を加えたものである。通常、行使価格は株価以上で、すなわち、「株価-行使価格<0」である。ゆえに、通常、費用計上金額はゼロである。したがって、未公開企業の場合は、實質的には費用計上されないことになる。その代わり、権利行使により付与対象者が獲得した利益と各期末時点の株価で権利行使した場合に獲得できる利益の合計額を開示することとしている。

韓国の基準も、未公開企業におけるストック・オプション(特に、現金決済型)は、内在価値(基礎株式の公正価値-株式選択権の行使価格)で測定することを要求している(韓国基準 34項)。株式決済型ストック・オプションを付与した非上場企業が上場する場合、現在では上場日を基準にして報酬原価を再測定するが、來年(適用基準日以降)からはストック・オプション付与時の報酬原価をそのまま使うこととしている。これは、一般的に、非上場企業が上場する場合、株式価値が上昇するので、ストック・オプションの付与者のために、報酬原価を再測定するならば、企業の費用負担が多くなることを避けるためである。

## 6. 公正価値の算定

公正価値の算定モデルには、①離散時間型モデル(二項モデル等)と②連続時間型モデル(ブラック・ショールズ式等)などがある。①離散時間型モデルは、将来の株価変動が一定間隔の時点において一定の確率に基づいて生じると仮定する方法である。②連続時間型モデルは、将来の株価変動が一定の確率分布に従って常時連続的に生じると仮定する方法である。各国の会計基準は公正価値単価の測定について特定のモデルを推奨していない(吉井一洋, 2006, 6頁)。ストック・オプションの公正価値算定においては①の方が正確であり、日本の基準は、①、②いずれの方法によることも認めているが、ベースとなっているのは②の方法である。韓国の基準は、アメリカ基準やIFRSと同様に、①を重視していると考えられる。

ストック・オプションの会計処理においては、公正価値単価を算定するに当たり、付与するストック・オプションの特性や条件などを反映するよう必要に応じて調整を加える。権利確定条件の1つに、株価条件が含まれる業績条件がある。日本の基準では、株価条件を公正価値単価に反映することは認めていない。ただ、離散時間型モデル等を用いて合理的に失効数を見積もることが可能な場合には、ストック・オプション数に反映させることを容認している(三浦良造 他, 2006, 16頁)。しなしながら、韓国の基準では、IASBやFASBと同様に、株式条件はストック・オプションの公正価値単価の測定に含めることが要求されている(IFRS2, par19, 改訂FAS, parA52)。ただ、株価条件以外の権利確定条件については、ストック・オプション数に反映することを要求している。

## 7. スtock・オプションの会計情報の開示

企業は、財務諸表利用者が会計期間に存在するストック・オプション取引の性格と範囲を理解できるような会計情報を注釋として記載しなければならない。日本では、ストック・オプション取引に関して、開示が求められる項目は次の通りである(日本基準16項)。すなわち、①ストック・オプション会計基準の適用による財務諸表への影響額(サービスの取得、財貨の取得、権利行使による失効)。②各会計期間においてストック・オプションの内容、規模(付与数など)及びその変動状況(行使数や失効数など)。なお、対象となるストック・オプションには、適用開始より前に付与されたものを含む。③ストック・オプションの公正な評価単価や権利確定数の見積り方法(使用した評価技法、主な基礎数値及び見積り方法)。④ストック・オプションの単位当たりの本源的価値による算定を行う場合には、当該ストック・オプションの各期末に

における本源的価値の合計額および各会計期間中に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額。⑤ストック・オプションの条件変更の状況。⑥自社株式オプション又は自社の株式に對価性がない場合には、その旨およびそのように判断した根拠などである。

韓国の場合、ストック・オプション取引に関する注釋としての開示の要件を次のように提示し、最小限の注釋事項を要求している(韓国基準46-54項)。①会計期間に生ずるストック・オプション約定の各類型に関する記載。ここでは、権利確定条件、付与されたストック・オプションの満期、決済方式(現金または株式)等のような条件が各類型別に記述される。②会計期間中に、付与、行使、喪失、取消または中途清算されたストック・オプションの數量と加重平均行使価格。③会計期間中に行使されたストック・オプションの行使日現在の株価加重平均値。④会計期間末現在に存在するストック・オプションの行使価格の範囲と加重平均残余満期など。また、開示事項では、財務諸表利用者が会計期間に提供された財貨や用益の公正価値または付与された持分商品の公正価値がどのように決められたかを理解できるような情報、ストック・オプション取引が企業の経営成果と財務状態にどのような影響を及ぼしたかに関する情報も注釋として記載することを要求している。

#### IV. 要約及び結論

ストック・オプションの取引において、ストック・オプションの數量は時の経過とともに変動する一方で、単位当たりのストック・オプションの価値も、対象株式や時の経過による時間的価値の変動などによって絶えず変動することから、どの時点で、どのような価値によって費用を認識するかが問題となる。

本稿では、日韓におけるストック・オプションの會計基準について比較検討を行ったが、兩國においては、次のように基本的な考え方は同様である。すなわち、第1に、付与対象者による「サービス(勞務・役務)の提供」と「ストック・オプション」を等価で交換する。第2に、等価交換なので、「サービスの提供」の価値を「ストック・オプション」の付与日の価値で測定する。第3に、ストック・オプションの付与日の価値を、「サービスの提供」期間に配分して費用計上する。

しかしながら、次のような相違点も指摘できる。すなわち、第1に、日本の基準では、ストック・オプションを付与した場合、従業員等からのサービスの取得に応じて費用計上するが、韓国の場合、資産の認識要件が満たさない場合は当期の費用として

處理する。また、その相手勘定として、日本では、すべて純資産の部に新株予約権として計上している。しかしながら、韓国では、株式決済型は資本調整項目としているが、現金決済型は負債として処理している。

第2に、権利不行使による失効の場合、日本の基準では、原則として、失効が確定した期に特別利益として計上するが、韓国の基準では、IFRSと同様に、新株予約権が行使される前の段階から、株主資本として取扱い、権利不行使により失効した場合でも利益への戻入れを行わない。認識した資本調整はその他の剰余金に振り替える。

第3に、公正価値の算定において、各国の会計基準は公正価値単価の測定について特定のモデル、例えば、①離散時間型モデル(二項モデル等)と ②連続時間型モデル(ブラック・ショールズ式等)を推奨していない。ストック・オプションの場合は①の方が正確であると考えられる。日本の基準は、いずれの方法によることも認めているが、ベースとなっているのは②の方法であり、韓国の基準はIFRSと同様に、①を重視していると考えられる。

第4に、例えば、一定の株価を達成した場合に権利が確定するストック・オプションの場合、韓国の基準はIFRSと同様に、「株価条件」を織り込んで、付与日の公正価値を算定するが、日本の基準は「株価条件」ではなく、数量で調整している。

## 参 考 文 献

- (財)財務会計基準機構(FASF)(2005), 企業会計基準 第8号, ストック・オプション等に関する会計基準.
- (財)財務会計基準機構(FASF)(2005), 企業会計基準適用指針 第11号, ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針.
- (財)財務会計基準機構(FASF)(2002), 論点整理, ストック・オプション会計に係る論点の整理.
- (財)財務会計基準機構(FASF)(2003), 調査研究シリーズ No.1, ストック・オプション会計の国際比較.
- 新井清光・白鳥庄之助(1990), 先物・オプション取引等会計基準詳解, 中央経済社.
- 俊野雅司・大村敬一(1993), オプション仕組みと実際, 東洋経済新報.
- 三浦良造 他(2006), “ストック・オプションの価値評価と会計基準,” 一橋大学大学院 国際戦略研究科ワーキングペーパー.



- 上田秀一・豊田俊一(2003), “ストック・オプション会計に係る論点の整理について,” 季刊會計基準, 第1号.
- 豊田俊一・片山智二・川崎聖敬(2006), “ストック・オプション等に関する會計基準について,” 季刊會計基準, 第12号.
- 豊田俊一(2006 a), “ストック・オプション等に関する會計基準について,” 企業會計, 第58巻 第4号.
- 豊田俊一(2006 b), “ストック・オプション等及びその他の新株予約権・新株予約権付社債の會計處理,” 企業會計, 第58巻 第5号.
- 吉井一洋(2006), 制度調査部情報, ストック・オプションの會計處理, 大和總研.
- 韓國會計基準院(KAI)(2006), 企業會計基準書第22号, 株式基準報奨.
- 韓國會計基準院(KAI)(2006), 企業會計基準書第22号, 株式基準報奨 (實務指針及び適用事例) .
- 韓國會計基準院(KAI)(2006), 企業會計基準書第22号, 株式基準報奨(結論導出根據) .
- 韓國會計基準院(KAI)(2007), 韓國採擇國際會計基準.
- Ko Jong Kwon, Jun Sang Gyung, Yi Hwa Deuk (2004), “株式買入選擇權の會計と實態分析及び研究關連の示唆点,”(韓國語) 會計ジャーナル, 第13巻 第3号.
- Park Jong sung, Lee Sang Cheol, Kwak Ji Young (2004), “ストック・オプションの會計處理が報告利益に及ぼす影響,”(韓國語) 大韓經營學會誌, 第47号.
- Park Sung Whan, Lee Young Ho (2006), “株式買入選擇權會計情報の開示分析,” (韓國語) 會計ジャーナル, 第15巻 特別号.
- IASB(2004), IFRS No.2, Share-based Payment.
- IASB(2004), IFRS No.2, Basis for Conclusions on Share-based Payment.
- FASB(1995), SFAS No.123, Accounting for Stock-Based Compensation.

## **A Comparative Study of the Accounting Standards for Stock Option of Japan and Korea**

Jong-Yoon Choi & Sang-Hwa Lee

*This paper compares the accounting standards for stock option of Japan and Korea. Especially, the setting process of accounting standards for stock option, accounting methods and disclosures for stock option in two countries are analyzed.*

*The results provide that two countries show different characteristics in accounting standards for stock option. First, in Japan, acquired services are reported as compensation costs and capital adjustments. On the other hand, in Korea, in case of cash-settled share-based payment transactions, acquired services are reported as compensation costs and capital adjustments, but in case of equity-settled share-based payment transactions, acquired services are reported as compensation costs and debt. Second, when the stock option rights are abandoned, they are reported as extraordinary items in Japan and are reported as other surplus in Korea. Third, though both countries do not choose specific stock option pricing model, Japan prefers Black-Sholes Model and Korea regards binomial model as proper model.*

**Key words :** Stock option, Fair value, Intrinsic value